

禅林における試筆詩・試筆唱和詩について

朝倉 尚

禅林においては、試筆・試毫・試翰・試額・試染々として漢(禪)

詩を製し(以下、代表して試筆詩と呼称す)、それに対して唱和詩

(以下、試筆唱和詩と呼称す)で応える文芸が興る。室町時代も、とくに後半期の禅林において盛行し、禅林独特の内容を有している。

(1) 蔭涼軒日録にみられる試筆詩・詩筆唱和詩の様相について

本項では、蔭涼軒日録の中の亀泉集証の筆録部分を主資料とし、禅林において試筆詩・試筆唱和詩が製せられる経緯について、その実態を明らかにしたい。(以下、出典名を記さない資料について

は、すべて蔭涼軒日録よりの引用である。)

亀泉集証、政治的には蔭涼軒主として僧録を司り、文化的には相国寺・禅林を代表する文学結社(友社と呼称す)に属していた。また、雲頂院主として院内の僧衆(内衆と呼称す)を統轄する立場にもあった。

蔭涼軒日録には、作品集には現われないような製作事情が明らかにされている。日録には、試筆詩・試筆唱和詩製作に関する禅僧の動静が記される。主なものを簡単に図示する。

図表 I

製作年時(西暦)	少年名	住寺名	法統(師僧)	依頼・仲介僧	韻脚	備考
文明十八年(一四八六)	東啓瑞朝 文英 俊 芳心宗傳 春榮 長	相国 南禅 南禅	梅溪永香 希世靈彦	景徐 彦龍 希文 以清	高・毫・瀾 家・誇・花 霞・加・花 吹・宜・詩	細川政国猶子 山名致豊か
文明十九年(一四八七) A 長享元年V	九阜永鶴	天龍	無續全功	横川・高先	神・春・人	

長享二年（一四八八）	叔絃瑞舜 天用真藤 進叔 春容慈藤	天 相 天 相	天 龍 天 龍	太寧集康 龜泉集証	文摠・南伯 以清	元・軒・暎 高・毫・桃 時・吹・枝 鶯・晴・聲	雲頂院内衆 雲頂院内衆
長享三年（一四八九） ▲ 延徳元年▼	秀峰周高 季昭等麟 月嶺瑞光 子高照 龍孫興 月屋中桂	相 相 相 天 天 天	天 龍 龍 龍 龍 龍	功叔周全 松崖中茂 横川景三 松屋宏陸 竹隱中賢	誠叔 東雲 泰甫 文摠 文摠・安藏王	時・吹・眉 桑・陽・香 高・毫・桃 開・催・梅 明・城・聲	出奔・選俗す、高倉法眼息 選俗す、 斯波義敏息 相国寺住とも。関東の人。
延徳三年（一四九一）	叔厦廣 希僊迦	天 天	天 龍	雪庵澄郢	以清 茂叔	溪・啼・西 城・平・聲	叔厦承棟とも
延徳四年（一四九二） ▲ 明応元年▼	維山周嘉 東叔等元 景章 叔龍宗湫	相 相 相 相	相 龍 龍 龍	宝処周在 葦洲等縁	椿甫・文延 東啓・月閑	和・歌・多 舒・書・初	將軍足利義植弟 細川政元息 雲頂院内衆 雲頂院内衆
明応二年（一四九三）	仙遊等橋	天	龍		云源	天・膝・前	

〔試筆詩〕

試筆詩は、元來は新年元旦にあたり、決意を新たに於して製され記された詩作のことをいう。試筆詩は誰によつても製することができ

る。
禅林では、とくに室町時代も後半期になると「本朝叢林、雛僧習童、元日必詩而試筆、如酌屠蘇之酒也、所以祝歳也、」（横川景三

作。「試筆詩唱和序」。明応元年、維山少年試筆詩への唱和集あり。）とあるように、主として雛僧（おさない僧、小僧の意）・習童（たれ髪の子、有髪の小僧）が製している。雛僧・習童のことは、尙小・少年・美少・美文・尊丈・尊君・毛頭等と称される。少年僧が新年を祝して製した作品が「試筆詩」である。（例外的に成年・老年僧の製した作品も見られる。）

四喝各持試筆詩来、(延徳4・正・朔条。明応2・正・朔条等参照。)

正月元旦に試筆詩を持參、師である龜泉に提出する(1)同輩あるいは先輩僧の指導により製したものであろう。(2)元旦の講札において試筆詩を供する慣習も存した。鹿苑日録の長享2・正・元条、同3・正・元条等参照)。添削なり唱和なりを願ひ出たものである。四喝は前年の歳末より新年のこの日のために、苦心して詩想を練っていたものと思われる。

少年僧が試筆詩を製するにあたっては、独力で作詩するだけの力量を備えていなければならない。師僧は指導の意味を含めて、添削し、唱和するに止まる。少年僧がそれだけの力量を身に付けていないことがある。この時は、師が代作しなければならない。たとえば、

於宜竹朝東啓少年有試筆詩曰、

紫陌鷄鳴紅日高 詩成春色在揮毫

晴窓滴瀝硯池水 激起詞源三峡瀾

宜竹翁曰、和之可也、(文明18・正・6条、東啓例)

と、宜竹・景徐周麟は東啓瑞朝の試筆詩を龜泉に示し、唱和詩作製を依頼している。この東啓少年の試筆詩は、景徐の作品集・翰林葫蘆集では「代朝童、丙午正月」と註した上で収められる。景徐の代作であることが明らかになる。東啓は細川政國の養子として文明十七年、年八才で禅林に入る(補庵京華別集・「東啓字説」)。文明十八年は九才、独力で試筆詩を製することができず、養育にあたった景徐が代作したものである。(註1)

独力では無理なために代作までし、形式上は少年自身が製したように装い、試筆唱和詩を諸尊宿に需めるのが、当代禅林の慣行なの

である。少年僧のためではなく、少年を預かり養育している師僧が、時の権力者や公家貴族であったりする少年僧の両親・あるいは文学趣味の横溢する禅林社会自身に対し、儀礼として挙行した行事のように思われる。

代作の必要は、師僧をも苦勞させる。

小補云、昨日功叔・秀峰来有宴、月關・梅雲・梅叔・誠叔等陪宴、功叔話以秀峰試筆詩、々云、

四海九州春一時 氷泓演筆曉風吹 將軍鑿外掛弓曰 花自開顏

柳展眉

莫話人云々。(長享2・12・晦条、秀峰例)

長享三年正月元旦に製せられるべき試筆詩の相談を長享二年の歳暮に行なう。秀峰周高少年は功叔周全の法嗣である。秀峰の試筆詩は功叔の代作であろう。功叔は後に悔いを残さぬために、予め禅林の代表的文筆僧である横川景三に相談したものとと思われる。新年になればすぐに唱和詩の依頼ができるように、師僧は少年僧の試筆詩を代作して用意しておくのが実態であろう。『莫話人云々』は、試筆詩製作の裏面を象徴した言である。(時には、旧年中に唱和詩の依頼を済ませることもあったか。実隆公記、文明6・正・朔条の、試筆大昌院之和韵到来、等も前年度より唱和詩を依頼していたのであろう。作品は黙雲齋に所収。なお、註6(4)をも参照。)

〔試筆唱和詩〕(依頼)

少年僧の試筆詩が完成すると、師僧は唱和詩の依頼を行なう。少年僧が「少年、門地人物文章、皆當世第一」(横川・「試筆詩唱和序」・維山の場合)の存在である時には、和詩の依頼は五山禅林の女社の諸僧に対して行なわれる。唱和詩を依頼する範囲は、少年の

「門地・人物・文章」による。

例えば維山周嘉少年の場合、將軍足利義種が兄、前將軍足利義政が叔父にあたる（前出「試筆唱和序」による）。禪林の面目にかけても盛大な唱和詩を製しなければならぬ。が、横川の指摘する門地・人物・文章が格別に優れている少年僧は、禪林全体からいえばごく一部分にしか過ぎない。

慈藤喝食試筆有詩云、

賦早鶯呈諸彦詩云

喬木迎春有早鶯 金衣雪盡自妍晴 書窓揮筆忽聽得 呂望非熊
第一聲

（長享2・正・17条、慈藤例）

諸彦皆和之、慈藤は亀泉の法嗣である。早鶯を賦した試筆詩に対して「諸彦」が和詩を製している。慈藤の試筆詩に対し、唱和詩作製を他院・他寺の僧に依頼した形跡がない。「諸彦」は、雲頂院の内衆を指すものと考ええる。

当代の実態としては、内衆の唱和詩が得られることさえ、まれなことかもしれない。試筆詩代作・指導の受けられぬ少年僧、さらに試筆詩は製しても唱和詩の依頼など思いもよらぬ少年僧があった。

これらの少年僧は、記録類・作品集類の表面に現われることなく消えていった。維山少年のような存在は、それら無名の少年僧の頂点に立つものであり、非常に恵まれた特殊例であることを銘記しておかねばならない。（註2）

蔭涼軒日録には、亀泉が試筆唱和詩を依頼された記事を載せる。

昨日興希文来曰、山名金吾息宗傳、字芳心、有試筆詩、彩霞、春加、一様花、和之可也、蓋南禪栖眞院美少年也、松之字忌之、遠

碧開基之諱也、

（文明18・正・14条、芳心例）

文明十八年正月、興希文の薦めにより、芳心宗伝の試筆詩に対して唱和詩を製している。芳心は山名金吾の息、鄰重に扱われる。（註3）芳心は南禪寺栖眞院の少年僧である。栖眞院は「棲眞院大徳西院」兼月院、遠碧軒、浮香閣、松風軒（栖鳳軒）（扶桑五山記）とある。

「松之字忌之」は唱和詩を製する際の留意点・忌字について記したものである。唱和詩製作に制約が生じている。制約を無視することは、礼儀に反することになる。芳心の場合、「遠碧開基」・大蔭宗松の諱字・松が忌字として遠慮されたのである。

試筆唱和詩を製する際に肝要なのは、韻の問題である。唱和者は少年僧の試筆詩に次韻（同じ韻脚をその順に用い詩を製す）することを慣行とする。共通の韻脚を有することで、詩の形式面でも少年に対する親愛の情・祝意を示そうとする。芳心の場合、「彩心」が韻脚を示した個所で、試筆詩で押韻すべき起・承・結句が「一彩霞」「一春加」「一様花」であったことを示す。唱和詩の韻脚は「霞・加・花」となる。

蔭涼軒日録の記事には、試筆詩そのものを記載することはまれで、芳心例のように、唱和詩作製のために必要な要点と韻脚を掲げることができない。いま一例掲げる。

今晚自文惣方以安藏主云、天龍中桂喝食字月屋、龍湫派師諱賢、在壽寧院、玉皇明、近鳳城、己春聲、（長享3・2・朔条、月屋例）

月屋少年の試筆詩の韻脚は「明・城・聲」であることを記す（このほか、文明18・正・8条の文英例、文明18・正・14条の春栄例、長享

2・正・8条の瑞舜例、延徳4・正・23条の東叔例等も参照されたい。唱和詩の依頼が多方面になされる場合、口頭によって記されていたものと想像される(日録記事参照。依頼者の会話として記されている)。韻字の記載は、少年の試筆詩の大略が思い出せるように、最少限に止められている。

武衛三位殿息源公子高少年試筆、和索之、自通泰甫進之、高、毫、桃、此三字也、(長享3・正・25条、子高例)

子高少年の試筆詩の韻は「高・毫・桃」であるが、この唱和詩について、晚來往小補、袖梅桃之和詩、(長享3・2・2条)・「桃字和通泰甫勸之、」(長享3・2・2条)のように記している。

「桃(之)和詩」「桃字和」とは結句の韻脚によって唱和詩を示したものである。平素耳にしたことのない少年僧の名前を付して呼ぶよりは、結句の韻脚によって唱和詩を指す方が簡略であった。(同じく長享3・2・2条には「梅字和文摠勸之、」ともある。「聞入之」と和詩「梅字和」とは韻孫少年の試筆唱和詩で、韻脚は「聞・催・梅」である。)

試筆唱和詩の依頼は、少年とその師僧によってなされるのが、礼を尽くした法と考えられる。実状は、仲介者が存在して事が運ばれる場合が多い。唱和詩は、広範囲に求められるのを佳とする風潮が生まれる。各禪寺の友社に属する諸尊宿の唱和詩を需めるには、多大の労力を要する。少年僧は幼少であり、独力では何もできない。師僧は老年であったり、多忙であったりする。少年僧と師僧は、各寺内に通じた僧に仲介の労を煩わすこととなる。

大規模になると、誤解や渋滞も生じがちである。ここに、維山少年の例がある。

晚來慈照院景徐翁來、東叔・維山少年の試筆唱和詩について話す、徐問云、予和之否、予無勸者、以故不和之云々、

(延徳4・2・7条、維山例)

一寺内といっても広大である。仲介者の不注意により、連絡のゆき届かぬこともある。景徐の質問に、亀泉は当惑している(「予」とあるのは、景徐のことではなく、亀泉のことである)。景徐にすれば、五山禪林を統制する立場にある亀泉、相国寺・五山禪林の友社の一員である亀泉であり、当然のことながら唱和詩を依頼されると考えたのであろう。維山少年が慈照寺僧であるだけに、南禪寺をはじめとする五山との連絡に円滑を欠くことがあった。

亀泉に対しては、仲介僧の間に誤解が存したようで、改めて、晚來壽椿甫持維山御試筆詩韻脚來云、虎藏主傳葉首座由白之、未達云々、被和之者可為御祝著云々、少衆亦被和之者可為御悅喜云々、予云、和之可令進上云々、(延徳4・2・11条、維山例)

椿甫藏主より唱和詩の依頼がある。依頼は、亀泉個人に対してだけでなく、亀泉が院主である雲頂院の内衆に対しても行なわれる。亀泉は承諾し、維山の意向に添うべく、

以桂子彼和詩督之、茂叔・芳洲・九峯・竹圃・維俊・桂也・藤也、作者七督之、(延徳4・2・12条、維山例)

七人の唱和衆を選ぶ。唱和詩が大規模に需められるときには、院内の内衆の主だった僧にも依頼されている(長享三年度の秀峰少年例等参照。後述する。)

維山少年の唱和詩依頼には渋滞が目立つ。

助公自東山歸云、以虎文廷奉呈綉竹、維山尊君乃御對面御謝詞有之、試筆諸和篇持之來、五岳和詩皆有之、惠山一寺無之、自予方

可督之命有之、寶處霖父亦皆返答丁寧、予乃把和篇、皆讀之曰、
翁功叔和詩無之、不審々々、惠山亦不審々々也、(延徳4・5・
12条、維山例)

惠日山東福寺に対し、強力に仲介する僧がいなかったのであらうか。蔭涼軒主である亀泉に仲介を依頼する。『自予方可督之命有之』には、亀泉をはじめとする五山禅林と維山との主従関係が窺われる。

亀泉は、功叔周全と東福寺僧に唱和詩が無いことを不審だとする。功叔は、月翁周鏡とともに維山の属する叡中門派の指導的立場にあった僧である。功叔が唱和詩を製していない因としては、『功叔病後初出頭云々、對話移冠』(延徳4・7・13)条とあり、病床に臥していたことも考えられる(註4)。東福寺に対しては、唱和詩の依頼がなされた結果、

常楽庵塔主松東歸一行來、蓋維山尊丈試筆和詩五篇來、杲東昇・

松東歸・敦儀雲・昌九華・徹汝雲、五員也、常在庵和詩未到來、

常楽返草遺之、(延徳4・5・23条、維山例)

仲介者・亀泉の許に作品が集まっている。(註5)

少年が置かれた環境により、唱和詩を需める寺院なり僧なりの範囲が定められていることが判明する。唱和すべきである寺院・僧が含まれないとき、不審に感じられるのである。

唱和詩を依頼されながら、それを辞退するということは、まずない。亀泉も、蔭涼軒主・雲頂院主として唱和詩を依頼されることも多いが、原則として拒まない。晩年・死去した年(明応二年九月廿七日の死去)において、

九峰來云、天龍寺楞嚴頭等橋喝食字仙遊、試筆和詩事、慈照云源藏

主督之如何、三始天、落華勝、黃鳥前、予云、不例以後、十二時
伏枕反側、豈涉文字禪、念々工夫在一路耳云々、(明応2・2・
4条、仙遊例)

と、辞退しているのを見る。死を予見しての言か。(長享2・正・
14条の叔絃例に、仲璋に対し『愚云、未及思量云々』と答えているが、結局は製している。)

試筆詩の唱和は、その性格上、祝意を述べるものであり、依頼を拒むということはよほどの事情が存してのことである。試筆詩唱和のことは、多分に儀式的ではあるが、それだけに五山禅林における年頭の関心事であった。依頼のないことを不満に思う僧もあったことであろう。

(唱和詩製作)

唱和詩を依頼され、承諾した諸僧は、各自で次韻詩を製作する。作品は依頼者の許に贈られる。

大規模に唱和詩が需められるような場合、諸僧の間で互いの作品を批評し・点検した上で、依頼主の許に届けられることが多い。相手に対し礼を失しないため、あるいは友社の一員として見苦しい様子を露呈せぬための用心である。

傾三益雜話移刻、景徐翁和詩見之、愚問之、則話云、詩・省略し、(長享2・2・7条、叔絃例)

右は、長享二年、天龍寺叔絃少年の試筆詩に対し唱和詩を依頼されたときの記事である。亀泉自身は作品を『天龍瑞舜喝食字叔絃、元旦試筆之和詩、書之遺棠南伯、々々即以香子贈顯文揔寮』(長享2・2・5条)と依頼者の許に届ける一方、仲璋光珪(長享2・正・14条、引用省略)・景徐周麟(引用)・横川景三(長享2・2・7

条、引用省略」と唱和詩について論じ、各僧の作品を記録している。各自の作品を相互に批評し点検することにより、鍛錬を重ねる。また、少年僧の試筆詩・試筆唱和詩のことに参画し実態に通じていることは、雅事を尊重する禅林において、一の名譽事でもあった。

製した唱和詩に疑問点がある場合・自信のない場合・複数詩のうちより撰択するのに困惑した場合等には、権威のある文筆僧に意見を仰ぐこととなる。亀泉は、横川に意見を求めることが多い。

晩來往小補、龍山之美宗傳字芳心・文英諱 俊・春榮諱長、三美試筆詩、和韻談之、(文明18・正 25条、芳心・文英・春榮例)

亀泉は横川の小補軒を訪れ、三少年の試筆次韻詩について談合している。芳心少年の試筆詩に対する唱和依頼は正月十四日、文英少年のは正月八日、春榮少年のは正月十四日である。廿五日までに草稿を作り、この日横川と談合することにより、作品を完成しようとしたのである。

晩來往小補、袖梅桃之和詩、以欲談合之、(長享3・2・朔条、子高・龍孫例)

梅桃和詩二篇、以樹公請小補一見、樹子歸則兩篇書之渡樹子、(長享3・2・2条、子高・龍孫例)

子高・龍孫少年の試筆詩に対する唱和詩・梅桃和詩について、二月朔日に談合したのち、帰院して浄書。翌二日にも横川の一覽を乞う。細心の注意を払っている。

横川より受けていた助言、具体的にはどのような内容であったのであらうか。

華藏眞麁少年字天用、試筆和詩、書以受小補意見、遣桂子詩云、

人在龍門一派高 新年景象屬詩毫

向來付見浪花漲 三月浮紅三級桃

小補云、向來字太半已前之儀多之、以後之儀亦有之、不涉議論、作春風可乎、浮之字狹劣乎、作吹字可乎、乃改三字、愚初下吹字、小補平生云、愚詩常用吹之字云々、故用浮字、吹之字者愚素意合之、(長享2・2 10条、天用例)

横川の指導、親切心に溢れているようである(このほか、延徳3・5・16条、迦少年例等参照)。向來「春風、浮」吹に改められる。

「浮」字については、横川の指摘・表現の類型化(?)を避けるための配慮であり、初案は「吹」字であったと、いささか弁解する亀泉である(右の引用例中三箇所の「愚」は、すべて亀泉を指すと解す。既述、延徳4・2・7条、維山例にある「予」等参照のこと。)

亀泉は、雲頂院(相国寺内、一山派の塔頭。太清宗渭の創建。)院主として内衆を指導する立場にもあった。内衆の詩作を批評・添削することも、責務の一であった。

茂叔・芳洲來、東叔美文和詩談之書之、予評之、勸以盃、二老乃持詩草往小補、予亦書惡詩付之茂叔、供小補一覽、改以一字、乃茂叔芳洲與小補永徳同途而來、(延徳4・2・2条、東叔例)

雲頂院の内衆が唱和詩を依頼された際、右の例のように、亀泉自身が評を加えた後に横川等にも一覽を乞うなどし、入念に用意することがある。茂叔集樹・芳洲眞春は、亀泉に託された唱和詩をも持参、横川に提出す。横川は各作品に加評・添削した後、春陽景泉と共に亀泉の許を訪問している。亀泉の許では宴を催し連句にも興ずるが、試筆唱和詩についても論じたらしく、同日条には横川・春陽

の作品(省略)を記載している。(長享3・2・3条の韻孫例や延徳4・2・13条の維山例等参照。維山例では、茂叔・芳洲・九峰の草案に対し亀泉は一見し意見を加える。三僧はその後で小補・横川を訪れている。)

試筆唱和詩は、通常、試筆詩の韻(本韻)に次韻する。試筆詩一首に対して、次韻詩一首で応ずることになる。

例は極めて少ないが、試筆詩一首に対して廿八首で応えることがある。

月關語云、秀峰美文和韻太多、廿八首四有之、季昭美文和韻廿八首三有之云々、(長享3・正・6条、秀峰・季昭例)

秀峰・季昭少年への唱和詩のうちに、廿八首詠じた僧がある。(註6)

試筆詩一首に対して廿八首とする唱和法の実態については、内閣文庫本・東遊續集(五山文学新集所収)に次のような作品がある。

寛正龍集乙酉元旦、年山竺芳美少年、辱賜試筆佳什、惠莫大焉、友社閔辭相和、一時盛事也、僕雖不敏、義可默乎、一章之中、分一爲韻、廣裁者廿八絶、書以呈上研右、非詩言志而已、青帝司春命始降、花賈南街柳西巷、燒香祝以老人年、四百甲子縣日緯。

(廿六首省略)

了得前生未了因、義如金石節松筠、強留餘事待來日、今夕纔過又立春。

臥鸕子拜手

寛正六年(一二四五)、相国寺竺芳少年の試筆詩に対し、分一字爲韻のことにより、廿八首の唱和詩を製している。横川の唱和詩の結句

の韻脚を集めると、終轅誰人忽報晨、萬年宮畔日昇新、晴前芳草山中曆、方記今皇第一春、と、竺芳少年の試筆詩となる。雅号・「臥鸕子」については、横川の別号と思われるが、未詳である。禪林象器箋では雅号を「忠日、有雅而呼者、有禮而名者、有韻而稱者、」と説明す。臥鸕子とは、特定少年に多くの詩(艶詩)を贈ることを憚り、故意に付された号か。(註7)

唱和詩が完成すると、能書僧により浄書され、依頼主に届けられる。

齊麗、月巖美文和韻五首、春樹桂藤及愚、愚一筆書之、(長享3・正・23条、月巖例)

亀泉は能書家としても知られている。自己の作品だけでなく、内衆の作品をも浄書することがある(そのほか、長享3・2・27条、月屋例等参照)。雲頂院では、唱和詩が多い場合には、

秀峰試筆之和篇樹悟及愚此三詩愚書之、春桂藤之三詩昌子書之、(長享3・正・16条、秀峰例)

亀泉と昌子(盛文昌)とで浄書している。昌子は唱和衆の中には入っていない。能書であるところから、師・亀泉に命ぜられたのである。そのほか、延徳4・2・4条の東叔例や延徳4・2・17条の維山例を参照のこと。)

(礼謝)

依頼した唱和詩が届けられる。

即尅自小補迦公少年之和詩到來、茂叔所請也、茂也爲禮謝往小補、(延徳3・5・23条、迦少年例)

依頼僧は礼謝に参上する。迦少年への唱和詩が届けられると、茂叔は礼謝のため横川の補軒を訪れている。

時朝東啓美丈爲試筆和句禮謝來、宜竹同途、紅梅二朶見惠之、(文
明18・2・14条、東啓例)

東啓少年に景徐が同途、龜泉の許を訪れている。少年と依頼者が同
途して参上するのが、礼を尽くした礼謝法であることは言うまでも
ない。景徐は紅梅二朶を持参している。謝意を表わすために、礼物
を持参することも、慣行化している。

自維山尊文以霽椿甫被謝先日之和詩并花事、不面之、(延徳4・

2・19条、維山例)

自維山尊文以寶處和尚見仲年始和詩之謝、不面之、(延徳4・4

・21条、維山例)

のような例もある。維山少年は代理僧を遣して謝意を表す。少年の
矜持のほどが窺われる。龜泉は対面していない。

晚來東雲侍史携月嶺美丈來、勸盃、芳洲茂叔陪座、蓋和韻之禮

也、(長享3・2・13条、月嶺例)

礼謝を受けた側では、少年・依頼主の謝意に応之、小宴を催すこと
もある。(文明19・3・12条、九皇例等を参照)

礼謝・接待等のことは、各寺・各僧の間の友好を保つ上で、重要
な役割を果している。

(整理) 一詩軸の誕生

唱和詩が、少年僧・師僧の許に届けられる。作品はそのまま保管
されることもある。時代が降り、とかく華美になると、製軸として
体裁を整えるようになる。試筆詩とその唱和詩が一卷の詩軸とし
て整えられ、禪林の雅事として評価されるためには、特別の配慮が
必要となる。

唱和詩は、広く五山禪林の中より求められることが望ましい。唱

和詩が特定の僧集団より求められると、少年に向けられる祝意が限
定され、完成した詩軸にも片寄った評価しか寄せられない。

例えば、維山少年方より龜泉に対し、東福寺の友社僧に対して唱
和詩依頼の仲介を求めたことがあった(前述。延徳4・5・12条は
か参照)。維山少年に寄せられた唱和詩の状況は、次のようであ
った。

命昌子書維山尊文試筆和詩、當寺詩四十一首、南禪一首、天龍廿
二首、建仁五首、東福一首亦無之、萬壽二首、近衛殿父子二首、
并七十三首、(延徳4・5・13条、維山例)

禪林のみならず、近衛政家(前関白太政大臣、四十九才)・尚通
(右大臣、二十才)にまで唱和詩が求められながら、東福寺僧に唱
和詩の存しないのは奇異に感じられる。龜泉に強力な仲介依頼がな
されるのは、この偏向を解決するためであろう。

禪林以外に試筆唱和詩が求められることは、少ない。右の例、近
衛政家も「彼和句余不書實名、與陽明門客ト書之」(後法興院
記、延徳4・4・21条参照)と記す。実名で署名せず、「陽明門
客」とする。禪詩には、いわゆる漢詩とは趣きを異にした面も存
し、公家の得意とするところではない。(註8)

詩軸を製する意図の有無にかかわらず、試筆唱和詩は広範囲に需
められていた。長享三年に集められた月嶺少年・秀峰少年の場合を
みると、次のように百首以上になっている。

相國詩四十四篇、南禪十六首、天龍二十四首、建仁十八首、東福
十二首、萬壽一、以上百十五篇、(長享3・5・晦条、月嶺例)
季(秀)峰美文試筆詩和篇、就彦龍借之一覽、當寺詩五十首、龍
峰十五首、龜泉二十七首、東山二十首、惠峰十首、總計百廿二

首、命昌子寫之、(長享3・6・13条、秀峰例)

月嶺少年・秀峰少年の試筆唱和詩を比較して気付くことは、各寺に分布する詩数が、大略一致することである。両少年が相国寺僧であることも考慮しなくてはならないが、各寺の詩衆の数を示しているものと考える(相国寺の少年僧であるため、相国寺からは友社の詩衆に含まれないような入内衆V僧からも唱和詩が集められている)。各寺の友社(詩衆)の実態の一端である。(註9)

唱和詩は、位次を質して重ねられている。禅林社会は身分制度の厳しい世界であり、年功序列・位次に対して細心の注意が払われる。

東叔和韻諸詩質其位次以返永徳、使者助藏主、返答丁寧、(延徳4・3・20条、東叔例)

政治面での頂点にある陸涼軒主・龜泉は、位次を質す役としては最適任である。(このほか、延徳4・5・17条、維山例等参照)

詩軸を製すことになると、試筆詩・試筆唱和詩を総括する意味から、序・跋が求められる。いま、維山少年の場合を例とする。

助也直行坂本、夜來歸云、詔慈照寺以文廷奉返和詩、文廷云、此諸篇可被乞序跋、々々事者早被命天隱和尚、々々應諾、序事者可被命横川和尚、々々依春陽之事愁悼之時分也、以故未被命、先以内義自其方被傳命者可爲素望云々、(延徳4・5・17条、維山例)

跋文のことは、早くより建仁寺天隱童沢に命ぜられている。序文のことで龜泉の助力を乞う。維山方としては、禅林を代表する文筆僧である横川に作製を依頼するつもりであった。横川は親友・春陽の死去に遭遇し(延徳四年四月廿日に発病、五月十一日に死去す。陸涼軒日録には、横川の看病の様子が詳しく記されている)、愁歎の

あまり、詩文を製するといった気持ではない。龜泉には、機を覗い横川に依頼することを乞う。

予又云、維山尊丈試筆和詩事、以前雖被督于今不被擊節如何、自予方可奉督之命有之、可被爲軸、以故跋事天隱横川可被命也、仍書韻之字并詩人數、(延徳4・5・18条、維山例)

龜泉の東福寺了庵桂悟への言辭である。唱和詩督促・序跋文のことに配慮している。横川に対しては龜泉の助力が功を奏し、序文作製を承諾している(延徳4・5・19、同25条参照)。ただし、完成は遅れ、横川に対する督促依頼・督促の記事も見られる(明応元・10・8、同12・11条等参照。遅延の因については註5を参照)。

又道小補云、維山御試筆和章序事、早々書以被進之者可然云々、(明応元・12・19条、維山例)

強い語調の督促の結果か、横川の序文は十二月廿一日に届けられている(序文の内容については少しく引用した。全文の引用は省略)。

横川の序文を参考にして、天隱は跋文の草稿を製している。

維山美文試筆詩跋草案持之來、乃供一覽、(明応元・12・27条、維山例)

天隱の跋文は「諸賢雜文」に「維山少年試筆詩序」として収められる。序↓跋である。東(四時では春に配す。試筆詩の製せられる季節)・東山慈照寺(維山の住寺)・東山建仁寺(天隱の住寺)と「東」という共通の因縁に結ばれていることを記し、中心内容とする。なお、文中に「大僧録司小補和尚題其首、命愚拙跋其尾」とある。横川が鹿苑院主として入院するのは明応元年十二月廿七日のことである。

一年間を費し、軸は完成している。維山少年のような場合は特別であるが、詩軸を製するためには多大の時日・労力が必要とされる。

〔後日評〕

試筆詩とそれに対する諸尊宿の唱和詩(仮に、試筆唱和詩篇と呼称する)は、少年僧にとって終生忘れることのできない名譽の作品集として保存される。少年僧に止まらず、少年の属する塔頭・寺院にとつても名譽なことであった。また、試筆唱和詩篇は、個々の僧の作品集とは異なつた趣きを有す作品集・詩集でもあつた。同一目的・素材に対して、各僧が技を競ひ合つたものである。試筆唱和詩篇は珍重され、禪林の間に流布している。

月嶺美文春首詩、諸刹和篇、就東雲侍史借之、讀之慰閑懷、乃命昌子寫之、(長享3・5・晦条、月嶺例)

東雲景岱より月嶺少年の試筆唱和詩篇を借用し、閑懷を慰めると同時に、昌子に命じて書写させている。作品として鑑賞するためのほか、試筆唱和篇の模範例として内衆のために保存して置くこととする雲頂院院主としての配慮も窺える。(註10)

嘯時春陽翁來、(中略)、時宜件々話之云、東叔和韻詩取寄之在吾居云々、予云、一覽有其望如何、乃取寄之一見、(延徳4・3・17条、東叔例)

東叔和韻之諸篇命昌子書之、(延徳4・3・19条、東叔例)
唱和詩が集められると、主だつた唱和衆の間では、回覧されたようである。春陽の借覧していた東叔少年の試筆唱和詩篇を、龜泉も一覽することを希望している。龜泉は書写させた上で、位次を質して春陽の許に返す。

歳初に自他の繁栄・学芸の發展等を祈念して、行なわれた試筆(詩)が禪林という閉鎖的な世界で少しく変貌する。少年僧の前途を祝しての試筆唱和詩が隆盛する。唱和詩は、内衆・友社の衆に代表される禪林の結束を背景にして、大規模に需められるのを佳とする風潮も現出する。多数の唱和詩が競つて需められ、詩軸の製作にまで發展する。

試筆詩・試筆唱和詩の存在は、禪林の友好・結束、文芸の普及・拡大といつた面で貢獻していたことを認めねばならない。が、これらのことは禪林・禪僧の使命たる得悟・衆生濟度とは無縁のことに思われる。禪林・禪僧の宗教活動が衰微・衰退するにつれて、試筆詩・試筆唱和詩の試みが盛んになっていくことの意味についても考えねばなるまい。

註1、試筆詩代作について

禪僧の作品集には、少年僧のために代作した由を註記した試筆詩がかなり認められる。時代が降つても、例えば鉄山宗純(一六一七)は金鉄集(統群書類従所収)において「代欣喝食」「代宗元毛頭」等と試筆詩を代作した上でさらに唱和詩をも製して少年僧に寄せている。慣行化したのであろう。

註2、鳳岡桂陽の試筆詩・試筆唱和詩について

三條西実隆の第三子・鳳岡桂陽の文龜三年正月の試筆詩(師・了庵桂悟の代作か。桂陽は時に十才である。)に対し、了庵の尽力によつて唱和詩が集められる。了庵は二月朔日付の書状で実隆に対し「か様二十歳未學人を東西尊老まで稱譽候、無異加事候、能々可被仰合候、」としている。

註3、芳心宗伝についての疑問

「山名金吾」については山名宗全持豊とも考えられるが、持豊は文明五年（一四七三）に七十才で死去する。文明十八年時に少年僧であるような晩年の子は考え難い。山名金吾は山名政豊（持豊）→教豊→政豊。政豊、実は持豊の四男。√かと考える。政豊のあと、家督を継ぐのは致豊である。致豊は、芳心宗伝栖鳳院と号す。芳心宗伝少年は還俗したのであるうか。致豊は寛政重修諸家譜によると天文五年（一五三六）七月三日、六十九才で死去している。統群書類従所収の山名系図では没年月日は同じであるが、六十五才の死去とする。致豊は芳心少年とすると、文明十八年（一四八六）時は、十九才または十五才ということになる。なお、希世靈彦の村庵齋では下巻の末に長享元年十二月の作品として「書傳芳心詩篇末」文を載せる。「山名金吾第三子」と題註し、本文中では「於今年纔十四五」とする。政豊の子は常豊・俊豊・致豊と数えれば、第三子に相当する（異説あり）。年令については統群書類従所収の山名系図の致豊に類似する。芳心宗伝少年は山名致豊か。

註4、功叔周全と維山少年について

唱和詩の需められた延徳四年、功叔は等持寺入寺のことが内定していた（鬮庭の後住、延徳4・7・12条が、「上様借用借事白之、不可叶之由御返答有之、依之入寺之儀難成云々」（延徳4・7・27条）と借用工作に失敗し、おそらくは公文銭が取められないために、辞退する結果となる。功叔は、かつて文明十九年に不正を犯して將軍義政の勳気を蒙っている。いま、將軍義種（義政の養子）からは、借用の申し出を拒否される。維山

にとつては義種は兄、義政は叔父にあたる。功叔と維山との間には、感情的なもつれが存したのかもしれない。

註5、維山少年試筆唱和詩の渋滞について

(1)はじめ亀泉に正式の依頼が無く、唱和すべきか否か当惑していたことに関しては、予事者無勤者故不擊節、可預御意得、全非怠謔云々」（延徳4・2・11条）の弁解によっても知られる。このような、主として仲介者の不注意・不行届は随所に見られ、軸を製すことになり横川に序文を需めた際にも「小補云、序事者功叔云、非維山尊旨、虎也以私議所爲也、莫造序云々、以故閑之耳云々」（明応元・12・11条）とある。維山をめぐる人間関係は、少しく複雑である。

(2)維山少年への試筆唱和詩の内容については、「霖父傳語云、彼和篇逐一吟味之、徐凝塵瀑之作惟多、就中喬年翁和詩尤徐凝也云々」（延徳4・5・25条）のような記事がある。「徐凝塵瀑」については、徐凝の塵瀑詩を蘇軾が誹謗した故事（拙稿・岡山大学教養部紀要・第九号・「禪林における賀季白詩について」参照）によるもので、悪詩を意味する。唱和詩作製にそれほど熱意を示さぬ僧の存したことが判る。

(3)將軍家の血縁である維山少年に対して禪林は鄭重に接した。「正宗和尚詣維山則被命之、」（延徳4・正・17条）、「暹季才於小補、維山試筆詩序事傳命」（延徳4・5・19条）等に一端が窺える。さらに、慈照寺では、維山少年を利用していたように思われる。延徳四年から明応二年にかけて、試筆唱和詩のこと・霖父の相国寺退院のこと（延徳4・8・26条ほか）・春岩の南禅寺坐公文のこと（明応2・3・9条ほか）・維山少

年の度僧のこと（明応2・3・21、4・21条ほか）について、維山の意向・命であるとし、交渉・実現させている。このような態度に対して、五山僧が好意を寄せていたか否か、疑問である。

註6、秀峰少年への試筆唱和詩について

秀峰少年は評判の美童であったためか、異常なほどの熱心さで唱和詩を製する僧がいた。

(イ)「廿八首四有之」とあるが、そのうちの二については「晩來彦龍持秀峰試筆和廿八首二、又五百一來」（長享3・6・17条）、「自彦龍贈秀峰試筆和韻廿八首二卷」（長享3・6・22条）とあり、彦龍周興が作者かと考えられる。「二卷」とあり、巻物か軸か、表装されていたのであろう。彦龍が亀泉に二巻を贈ったのは、亀泉が秀峰寵愛者の一人であったことに起因したもののか。四のうちの一については、鹿苑日録に「梅叔侍者和秀峰試筆者二十八首、就燈下一々改削、端書小序、裁回書封之」（長享3・正・元条）とあり、梅叔侍者の作である。景徐が添削している。なお、正月元旦に添削が求められており、秀峰の試筆詩は旧年中に作られ、唱和詩が依頼されていたことを示す。

(ロ)秀峰少年への試筆唱和詩については「東雲語云、秀峰和詩次本韻三十首和者有之、蓋匿念者之故不分明其名、愚謂汝雪老人歟云、東雲亦以爲然也」（長享3・正・9条）のような記事が見られる。本韻に次韻して作詩すること三十首。匿名であるが、亀泉は僧の名を穿鑿している。少年僧を中心とした文芸の一面を伝えている。

註7、廿八首で唱和する法について

絶句一首に対して廿八首で応えた例としては、明叔録（五山文学新集にも抄録）所収の万里集九作品等がある。万里は某喝食の作品に対し、「以字配勾八句V尾 絶句」。「同以字配句頭八句」と註し、廿八字を詩尾の韻脚として絶句廿八首を、詩首に置いて律詩廿八首を製している。某喝食の作品は「殘臘鬱懷 依孰開、乍迎高客拂塵埃、再遊使處約時節、雲后江村月在梅」である。なお、明叔録に収められる万里の作品中には相国寺在籍中に作成した四六文・啓割で、笠芳少年に宛てたものもある。

註8、近衛政家の宝処周在について

近衛政家に唱和詩を依頼したのは、「東山慈照寺在長老來、余并右府令對面、御喝食（細字註、武家御舍弟他腹云々）當年試筆之詩被所望和勻問、余并右府如形書遣了、爲其禮給使者也」（後法興院記、延徳4・4・21条）とあり、慈照寺長老・宝処周在である。宝処は維山の師（夢窓―春屋―敏中―柏心―宝処―維山）であると同時に、近衛家の出身である。相国寺塔頭末派略記・翰林胡蘆集等参照。

註9、月嶺少年・秀峰少年への試筆唱和詩について

上村親光氏旧蔵本「諸賢雜文」にも、月嶺・秀峰少年への試筆唱和詩の内訳が記してある。月嶺少年の場合、東福寺より十一首とし、総計百十四首とする。秀峰少年の場合は、総計は百廿二首であるが、「惠峰九首、万寿一首」としている。さらに註記として「或人一作五首、二十八首之和」と記す。百廿二首とは、本韻に次韻した作品の数である。百廿二首以外にも多数の唱和詩の存したことが判明する。

註10、試筆唱和詩篇の書写について

秀峰少年の試筆唱和詩篇を彦龍より借覽し、昌子に命じて書写させたこと（長享3・6・13条、前出）、未完成ながら維山少年の試筆唱和詩篇を昌子に命じて書写させたこと（延徳4・5・13条、前出）等を参照されたい。